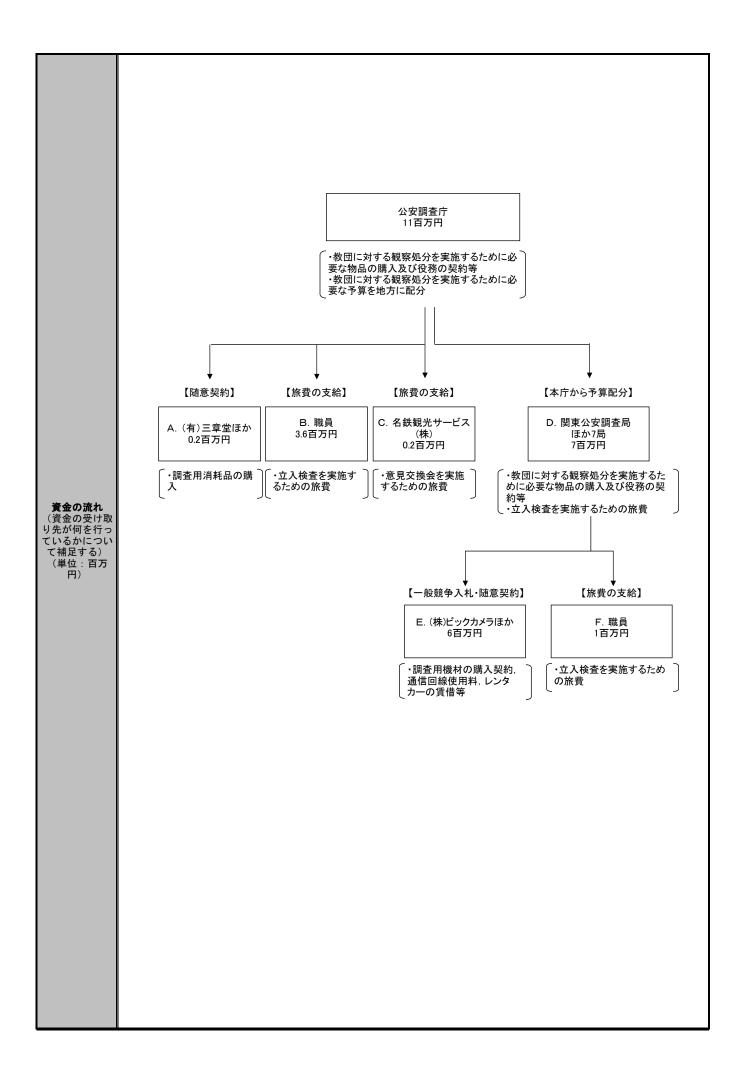
事業番<del>号</del> 0047

平成25年行政事業レ						業レビ	「ューシー		木田		()	_	8省)		
事業名 オウム真理教に対する観察処分の実施				部局庁		·安調査原	宁			作成責任者					
	集開始・ (予定) 年度	平成11年度			担当	i課室	総務	総務部総務課					務課長		
秋 1 ( ) 2 上 / 4 人		1,2012					山西   山西   山西   山西   山西   山西   山西   山西			西 宏紀 -公共の安全	<u></u> 全				
会計区分			一般会計			政策・	施策名	の確保を図るための業務の実施 Ⅱ-7-(1)破壊的団体等の規制に関する訓 共の安全の確保を図るための業務の実施							
根拠法令 (具体的な 条項も記載) 無差別大量殺人行為を行った 律 第5条,第7条,第32条		た団体の規制に関する法		通约	印等										
事業の目的 (目指す姿を簡 潔に。3行程度以 内)		怖感・不安感の			う。)に対する観察処 3.共の安全の確保を				より, 教	団の活	動状汤	を明らか	<u>かに</u>	し, 国民の	恐
■ ★ 毎 に実施する。具体		.体的には, 教[ があると認めら	団に対	体の規制に関する法 対する調査を全国的 ときには公安調査官	かつ組織的	に展開する	るほか, 教団の活	舌動に関	員するー	定の	事項につ	いいつ	て報告させる	るこ	
3	<b>尾施方法</b>	■直接実施	□委託・請	・請負 □補助 [		□負担	□負担 □交付		□貸付  □その他						
					22年度	23年度		24年度		25年度			26年度要求		
			初予算		19		15		11			14			_
	を算額・	の状	正予算 越し等		0		0		0			0			_
	<b>執行額</b> (位:百万円)	況   一〇一	計		19		15		11			14			
		執行			19		15		11			<del>`</del>	<u> </u>		_
		執行率			100.0		100.0	100				_	<u> </u>		_
		1//117	成果排		100.0		1			<del>-</del> #		24年度		目標値	i
成果	目標及び成				四. 世世 . 王克成の紹		単位	22年度	23.	年度		24年度		(25年度	
	果実績	教団の活動状況を明らかにし、国民の恐怖感・不安感の解消・緩和を含む公共の安全の確保に寄与するため、教団に対する観察処分を適正かつ厳格に実施する。 ※成果実績は別紙イのとおり ※目標値を「一」とした理由は別紙口のとおり			成果実績 達成度	<u> </u>	<u>-</u>	-				· –		<u> </u>	
		活動指標			1	単位	22年度	23:	年度		24年度		25年度活動.	見込	
	ウトプット)	教団の活動状況及び危険性の解明(立入検査の実施回数及び施設数) ※当初見込みを「一」とした理由は別紙ハのとおり			回 活動実績 (当初見込 み)	回(施設)	15(50)	16	(61)		17(47)	)	_ ( _	)	
						<b>ж</b> /т	単位 22年度				· · · 左曲	·			
活動	指標及び活		活動排	旨標			単位	22年度	23:	年度		24年度		25年度活動	見込
	動実績	関係地方公共団体の長からの調査結果提供請求への 対応状況(所要日数) (所要日数を過去5年間の平均所要日数より短縮)			活動実績 (当初見込	日	20.1	2	1.0		20.9		_		
					(当初見込み)			( ;	36.5 )	(	33.2	)	( 26.2	)	
単位当たり コスト		11,094千円/年			算出根拠	年間執	.行額								
W		<b>基</b> 目	25年度当初予	予算	26年度要求			主	な増減	理由					
平 成 2	(目)団体等調査旅費		7	7.717	_	l									
5	(目)団体等訓	目)団体等調査業務庁費		6.500 —		İ									
2				_		İ									
年度予						İ									
予算						ı									
内訳						1									
, D.		<b>‡</b> ∔	1,	A 217		1									

			争来所官部局に			7 TV 00				
		項 目		評価	評価に関す・   ・国家の安全や国民の基本的人権に					
必書			『事業目的が達成できない <i>の</i>	か。 O	・国家の女主や国氏の基本的人権にな は、国家・政府の責任において監督・3 治体への移管や民営化に馴染まない。	実施すべきものであり, 地方自				
要投	地方自治体、民間等に委			0	*教団は、現在なお、無差別大量殺人原を崇拝し、その影響を強く受けている	行為を行った首謀者である麻				
性入の	明確な政策目的(成果目 なっているか。	標)の達成手段として位置	付けられ、優先度の高い事	*** O	族性を保持していることから、観察処分とは、優先度が高い事業である。					
	競争性が確保されている	など支出先の選定は妥当	iか。	0						
事	受益者との負担関係は妥	当であるか。		_	・物品等の調達に当たっては、付募者を募るなどして、競争性を	仕様の見直しにより広く応 確保するとともに 全計注				
業の	単位当たりコストの水準に	は妥当か。		0	今に従い,適正な手続きにより。  ・一括調達,一括契約を推進す	支出先を選定している。				
効率	資金の流れの中間段階で	での支出は合理的なものと	こなっているか。	_	取り組んでいる。 ・費目・使途については、事業目					
性	費目・使途が事業目的に	即し真に必要なものに限っ	定されているか。	0	要最小限度なものに限定して対					
	不用率が大きい場合、そ	の理由は妥当か。(理由を	左右に記載)	-						
事業	事業実施に当たって他の あるいは低コストで実施で		る場合、それと比較してより	<sup>効果的</sup> O	・観察処分の実施として行われる立入検査 の内部を直接見分し、教団の実態を把握す					
n	活動実績は見込みに見合			_	の真偽を検証することが可能となり、教団組 かにするためのより効果的な手段となってし ・観察処分の適正かつ厳格な実施により、	いる。				
하	整備された施設や成果物		か。	0	・観祭処分の週上がり厳怜な美胞により、 ている実態が解明され、公安審査委員会に 行った(公安審査委員会は、平成24年1月、	対し、観察処分の期間更新請求を				
11	型似の事業がある場合、	他部局・他府省等と適切な	な役割分担を行っているか。							
重複	(役割分担の具体的な内 事業番号	容を各事業の右に記載) 類似事業名	所管府省·音							
排	于不出·3	スパチボロ	771 - 1713 - 171							
除										
結	するなどしてコストの削減	に取り組んでいるところ, 出張に際し,各種割引制,	今後も引き続き、同取組を推	推進することにより	i., 単価・数量を適切に設定する ), より一層のコスト削減に努める を図っているところ, 引き続き, F	5.				
	 外部有識者の所見									
			行政事業レビュー推進	チームの所見						
		所見を	と踏まえた改善点/概算要	求における反映	央状況					
	į									
			備考							
			日本ナス海土のしば		3					
	平成22年	0074	<b>関連する過去のレビューシ</b> 平成23年	<u>ノートの事業番号</u> 0070	<b>予</b> 平成24年	0077				
	. // 1	••••	, ,,,,,,,,	5575	1 /24= 1 1	1				

W = - - - 7 = - -



		A. 有限会社三章堂		E. 株式会社ビックカメラ				
	費目	使 途	金額(百万円)	費目	使 途	金額(百万円)		
	物品購入費	調査用消耗品購入	0.1	物品購入費	調査用機材購入	2		
	計		0.1	計		2		
		B. 職員			F. 職員	•		
	費目	使 途	金額(百万円)	費目	使 途	金額(百万円)		
	内国旅費	立入検査旅費	0.5	内国旅費	立入検査旅費	0.1		
費目·使途								
(「資金の流れ」に おいてブロックご								
とに最大の金額が 支出されている者								
について記載する。 費用と使途の								
双方で実情が分かるように記載)								
10 00 V = NO 4947	計		0.5	計		0.1		
		C. 名鉄観光サービス株式会社		G.				
	費目	使 途	金額(百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)		
	内国旅費	意見交換会旅費	0.2					
	計		0.2	計		0		
		D. 関東公安調査局ほか7局			H.			
	費目	使 途	金額(百万円)	費目	使 途	金額(百万円)		
		各会計機関への予算配分	7					
	計		7	計		0		

#### 支出先上位10者リスト A.

Α.	支 出 先	業務概要	支 出 額 (百万円)	入札者数	落札率
		物品購入(調査用消耗品)	0.1	随意契約	1
2	キヤノンマーケティングジャパン株式会社(少額随契)	物品購入(調査用消耗品)	0.1	随意契約	_
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					

E.

L.	支 出 先	業務概要	支 出 額 (百万円)	入札者数	落札率
1	株式会社ビックカメラ(一般競争入札)	物品購入(調査用機材)	2	7	80.7
2	エヌ・ティ・ティコミュニケーショ ンズ株式会社(少額随契)	通信回線使用料	0.9	随意契約	1
3	株式会社光映堂シーエーブイ (少額随契)	物品購入(調査用機材)	0.5	随意契約	1
4	広友サービス株式会社(少額 随契)	物品賃借(調査用物品)	0.4	随意契約	_
	ニッポンレンタカーアーバン ネット株式会社(少額随契)	物品賃借(レンタカー)	0.4	随意契約	-
6	合資会社野田屋電機(少額随 契)	物品購入(調査用機材)	0.3	随意契約	1
7	株式会社染谷商会(少額随契)	物品購入(調査用消耗品)	0.3	随意契約	1
8	トヨタカローラ名古屋株式会社 (少額随契)	物品賃借(レンタカー)	0.2	随意契約	-
9	ニッポンレンタカー埼玉株式会社(少額随契)	物品賃借(レンタカー)	0.2	随意契約	
10	東日本電信電話株式会社(少 額随契)	通信回線使用料	0.2	随意契約	_

## イ 成果実績(アウトカム)

立入検査によって公安調査官が教団施設の内部を直接見分し,教団の実態を 把握するとともに,教団から徴取した報告の真偽を検証することにより,教団の活動状況及び危険性を明らかにし,観察処分を適正かつ厳格に実施することができた。また,関係地方公共団体の長からの調査結果提供請求に対し,当庁が可能な限り迅速に対応したことは,国民の恐怖感・不安感の解消・緩和に資するものであった。

以上の結果を踏まえ、有効性及び効率性が高い事業であると考える。

# ロ 定量的な指標が示せない理由(目標値を「一」としたことについて)

教団に対する観察処分を適正かつ厳格に実施し,教団の活動実態の把握に努めるとともに,関係地方公共団体に対して必要な情報を可能な限り提供しているところ,国民及び地域住民の恐怖感·不安感の解消·緩和を含む公共の安全の確保に寄与するという目的をどの程度達成できたかについて,定量的に示すことは困難である。

### ハ 定量的な指標が示せない理由(当初見込みを「一」としたことについて)

「教団施設に対する立入検査の実施回数」を活動指標として目標値とすることも考えられるが、そもそも立入検査は、「特に必要があると認められるとき」に行うものであって、回数の多少を評価すべき性質のものではないことから、目標値として設定することは適当ではない。

# オウム真理教に対する観察処分の実施 (事業番号0047)

